

平成 24 年度第 1 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 24 年度第 1 回仁淀川町農業委員会を平成 24 年 5 月 28 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 3 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 2 号…農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について (1 件)

議案第 3 号…非農地証明願の審議について (2 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (●●) 平成 24 年度第 1 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 18 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

事務局 (●●)

4 月から権限移譲により、権利取得者が町外の方についても町の許可となりました。従来、町内と町外に議案を分けていましたが、分ける必要がなくなりました。そこで「農地法第 3 条

の許可申請書審議について」の1つの議案にまとめさせていただきました。ただし、その1つの議案の中で、わかりやすいように権利取得者が町内の者・町外の者の分けておりますのでよろしくをお願いします。

(1) 権利取得者が町内

○受付第1号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑 面積 49 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月13日に、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんの双方立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、奥さんと共に農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県松山市●●●●●番●●号の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑で、面積 47 m²

●●●●●番 台帳・現況共に畑で、面積 133 m²

以上 合計面積 180 m² 譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月24日に、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さん、事務局●●さんの立会のもと現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が合わせて10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（使用貸借）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、大阪市●●●●番●●●●号の●●●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 面積 297 m²

●●●●番 面積 323 m²

●●●●番 面積 22 m²

●●●●番 面積 137 m²

●●●●番 面積 52 m²

地目は、全て台帳、現況ともに畑で 合計面積 831 m²

譲渡理由は3年間の使用貸借となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月24日に借人の●●●●さん、事務局●●さんの立会のもと現地確認を行う。なお、貸人の●●●●さんは大阪市であるため帰るのが困難であるため、事務局に一任するとのことでした。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、夫婦で耕作にあたり、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番●●号の●●●●さん、●●歳、●●●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に畑で、面積 73 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月20日に、譲受人の●●●●さんは、帰ってこれないので、一任するとのことで、譲受人の●●●●さん、事務局立会のもと現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、いの町●●●●の●●●●さん、●●歳、●●●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 面積 55 m²

地目は台帳、現況共に畑

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月24日に、譲渡人の●●●●さんは、高齢のため農業委員会に一任ということでしたので、譲受人の●●●●さん、事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。

4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第6号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●●番 面積 76 m²
地目は台帳、現況共に畑
譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月19日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん、双方立会のもと、現地確認を行う。この土地については、譲受人の所有する土地として以前から譲受人が耕作している土地であります。国土調査後誤って登記簿に記載されたものと思われ、今回修正のための申請となっております。問題ないと思います。

なお、

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

会長より、次の案件から権利取得者が町外となる旨告げる。

(2) 権利取得者が町外

○受付第1号(所有権移転)

〔事務局 ●●●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●●●さん、●●●歳、●●●

譲受人は、高知市●●●●●番●●●の●●●●●●さん、●●●歳、農業兼●●●●●

土地の所在は、●●●●●番 面積 76 m²

地目は台帳、現況共に畑

譲渡理由は、売買となっております。

この案件についても、国土調査後の修正となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

5月19日に譲渡人の●●●●●●さん、譲受人の●●●●●●さん、双方立会のもと、現地確認を行う。この土地についても、譲受人の所有する土地として以前から譲受人が耕作している土地であります。国土調査後誤って登記簿に記載されたものと思われ、今回修正のための申請となっております問題ないと思います。また地番が先ほどと同筆となっておりますが、修正により分筆登記する予定となっております。

なお、

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

〔事務局●●●●川説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●●さん、●●●歳、●●●

譲受人は、高知市●●●●●番●●●号の●●●●●●さん、●●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 面積 50 m²

地目は台帳、現況共に畑

譲渡理由は、売買となっております。

この案件についても、国土調査後の修正となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

5月19日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん、双方立会のもと、現地確認を行う。この土地についても、譲受人の所有する土地として以前から譲受人が耕作している土地であります。国土調査後誤って登記簿に記載されたものと思われ、今回修正のための申請となっております。問題ないと思います。

なお、

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

(農地法第5条の規定による許可申請書意見決定の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳現況共に畑で 面積388㎡

転用理由は、自己用住宅への転用となっております。

農地区分については、市町村役場総合支所から500m以内にある農地であり、第2種農地と判断され原則許可が可能な農地となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5月24日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん、事務局の●●さん、●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. まず事業実施の確実性について

- ① ●●さんは共働きであり、夫婦共に安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
- ② 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありませんでした。
- ③ 行政庁の許認可等の処分については、該当がありませんでした。
- ④ 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに住宅造成及び住宅建設が実施されることを確認しました。

⑤ 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、隣地の宅地を事業目的に沿って駐車場にする計画であり、問題はありません。

⑥ 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、必要最小限度の宅地造成となっており、問題ないと思われます。

2. 次に被害防除について

① 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、対象農用地は傾斜が緩く造成しても問題ないと思われます。

② 農業用排水施設の機能への影響がないと確認しました。

③ 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、この農地転用については問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 3 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 1 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、2 筆あります。

●●●●番 4 については

台帳地目は畑ですが、現況は宅地 面積 12 m²

平成 8 年から宅地の一部として庭木が植えてある状況となっています。

もう 1 筆は、●●●●番で、

台帳地目は畑ですが、現況は宅地 面積 55 m²

同じく平成 8 年から進入路及び駐車場となっています。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5 月 16 日に申請人の息子●●さん、事務局●●さんと現地確認を行う。現地は写真のとおり、は雑種地と駐車場になっておりました。駐車場についてはコンクリート舗装がされており、農地への復旧は困難と認められます。また雑種地についても、わずか 12 m²しかなく、現況が宅地の一部として利用されており農地への復旧は見込めないと思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第 2 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、いの町●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、2筆ありまして、

●●●●番 面積 570 m²

●●●●番 面積 99 m²

台帳地目は共に畑で、現況は共に山林 合計面積 669 m²

昭和45年から楮三極栽培から、日本の社会構造の変化とともに営農形態も余儀なくされ、植林となってしまっている。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5月16日に申請人の●●●●さん、事務局の●●さん立会のもと、現地確認を行う。現地は写真のとおり、約40年生の植林となっており、農地への復原は困難となっています。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

その他

農地利用状況調査について

事務局より、2月1日の農業委員組織委員会において、5月から調査を実施したいと申し立てましたが、資料が間に合わず7月からの実施、また調査の体制は、担当農業委員、地区の区長、事務局職員の班編成、また調査内容等現在検討中である旨の説明がある。

会 長 以上で平成24年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時10分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員